

生食衛発1023第2号
平成27年10月23日

公益社団法人日本理容美容教育センター理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部生活衛生課長
(公 印 省 略)

毛染めに関する技術修得の促進等について

今般、消費者安全調査委員会が毛染めによる皮膚障害に係る調査報告書を取りまとめ、毛染めによる皮膚障害の重篤化を防ぐための取り組みについて、消費者安全調査委員会委員長から厚生労働大臣に対し意見が提出されました。

つきましては、都道府県等に対し、別添のとおり依頼しておりますが、貴職におかれましても理容師養成施設及び美容師養成施設において、染毛に関する知識及び技術が着実に修得されるようにするとともに、利用者に対する説明として、染毛の施術に伴う健康被害のリスクや異常が発生した場合の対応に関する適切な情報提供が徹底されるよう、本職通知の趣旨に基づき、改めて、理容業務又は美容業務の適正な実施が図られるよう特段のご配慮をお願いします。